

平成 22 年度予算概算要求基準の概要

前主計局総務課課長補佐
渡辺 公德

1. 基本的な考え方

去る 7 月 1 日、「平成 22 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解された。これは、平成 22 年度予算における一般歳出の上限額等を定めるものであり、予算編成作業の出発点となっている。

平成 22 年度予算の概算要求基準においては、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で、重要な予算であることから、本年 6 月 23 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2009」（以下、「基本方針 2009」という。）等を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行うこととしている。

このため、22 年度予算については、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うこととしている。

本稿では、平成 22 年度予算の概算要求基準における具体的な枠組み等について解説する。

2. 概算要求基準の枠組み

(1) 基本的な枠組み

平成 22 年度予算の概算要求基準の基本的な枠組みについては以下のとおりである。

・年金・医療等の経費

年金・医療等の経費は、自然増 1 兆 900 億円を認める。その際、無理のない範囲で節約に努め、節約できた分は社会保障に充当する。

・公共事業関係費・その他経費

「基本方針 2006」等を踏まえ、無駄の排除などこれまでの歳出改革を継続していく。

(参考) 公共事業関係費・その他の経費の削減額	
○ 公共事業関係費	▲ 3%の減
○ その他経費	
・ 科学技術振興費	前年度予算額と同額
・ 国立大学法人運営費・私立学校振興費は	▲ 1%減
・ 防衛関係費	▲ 1%減
・ それ以外の経費は	▲ 3%減

・義務的経費

義務的経費は、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る方針の下、前年度当初予算額と同額としているが、特殊要因（前年度と比較すると、平成 21 年度の

衆議院議員総選挙に必要な経費の減、平成 22 年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の増、平成 22 年度の国勢調査の実施に必要な経費の増等が挙げられる）については加減算を行うこととしている。

・人件費

人件費については、定員純減を反映することとし、総人件費改革の内容についても着実に実現し、また、人事院勧告を踏まえた見直しを行うこととしている。

(2) 重点化・効率化の取組

平成 22 年度予算の概算要求基準では、「基本方針 2009」を踏まえ、各経費に係るムダ・ゼロに向けた見直しを断行するとともに、歳出全体の徹底した洗い直しを行うこととしている。その上で、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための予算配分の重点化・効率化を行う。

このような考え方の下、以下のような仕組みが設定されている。

- ・ 経済危機的状況に照らし、果敢な対応を適時適切に図るための臨時的措置として、「経済危機対応等特別措置」（3,500 億円）を新設し、経済危機克服、安心社会の実現、成長力の強化等、「基本方針 2009」で示された重点課題のうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に対して重点配分を行う。特別措置の規模については、最終的には、年末の経済状況を踏まえ決定する。なお、特別措置の財源は経済緊急対応予備費（1 兆円）より捻出する。
- ・ 公共事業関係費及びその他の経費については、昨年度に引き続き 25% 増の要望額を確保しており、重点化すべき施策に係る要望を十分行うことができるようにしている。

(3) 概算要求基準等

これまで述べた枠組みの下に、前年度当初予算額（一般歳出：約 51.7 兆円）からの各経費の増減額を合計すると 9400 億円程度の増加となり、平成 22 年度予算の概算要求基準は約 52.7 兆円となる。

（参考：各経費の増減の内訳）

・年金・医療等の経費	+ 10,900 億円
・公共事業関係費	▲ 2,100 億円
・その他経費	▲ 1,400 億円
・経済危機対応等特別措置	+ 3,500 億円
・経済緊急対応予備費	▲ 3,500 億円
・特殊要因加減算等	+ 2,000 億円
合計	+ 9,400 億円

なお、この他、予算編成過程で取扱いを検討することとされているものとして例えば以下のような事項が挙げられる。

- ・ 防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減の実施に支障が生じると見込まれる場合の米軍再編経費等について、予算編成過程において検討する。
- ・ 高齢者医療の円滑な運営対策については、予算編成過程において検討する。

3. 予算の質の改善に向けた取組

上記の基本的な枠組みに加え、平成 22 年度予算の概算要求基準においては、更なる予算の質の改善に向けて以下のような取組を行うこととしている。

- ・ すべての独立行政法人において、「独立行政法人整理合理化計画」を着実に実施することとし、これにより運営費交付金等を抑制する。

- ・ 特例社団法人・特例財団法人又は新公益法人制度の下で行政庁の認定を受けた法人（以下「公益法人」という。）に対する支出については、無駄を根絶するため、これまでの点検の結果を踏まえ、支出を削減する観点から徹底的な見直しを行い、要求・要望に反映させる。
- ・ 補助金等により造成された基金については、執行状況等について透明性を確保するなど徹底して見直しを行う。
- ・ 地方向け国庫補助負担金（年金・医療等を除く）について、必要な見直しを行い抑制する。
- ・ 特別会計について、引き続き歳出改革の推進を図り、「行革推進法」等を踏まえ、制度

改革等を行い、歳出の合理化・効率化を推進するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。

4. おわりに

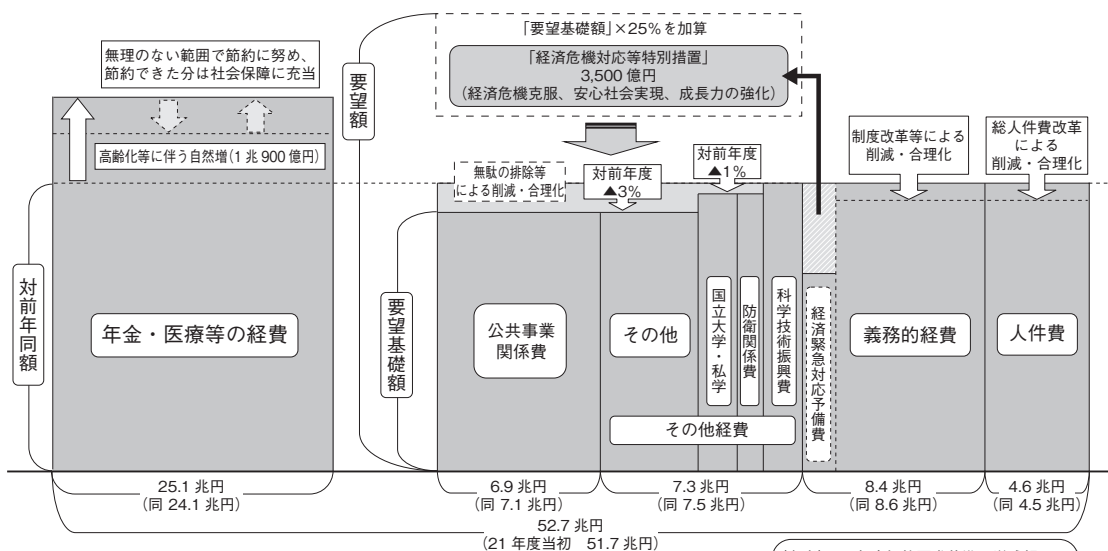
各省庁からの要求・要望の提出期限である 8 月末以降、本格的な予算編成作業が始まることとなる。

今後、予算編成過程においては、提出された要求・要望について、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うこととしている。

なお、本概算要求基準の概要は、財務省ホームページの以下のページにも掲載されているので、併せてご覧頂きたい。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/h22/h22gld.pdf>

平成 22 年度一般歳出の概算要求基準の考え方



※ 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針 2009」の第 1 章 4. (3)「当面の「最優先課題」、第 2 章「成長力の強化」、第 3 章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するもの。

(参考) 22 年度概算要求基準の増減額	
年金・医療等の経費	+10,900 億円
公共事業関係費	▲2,100 億円
その他経費	▲1,400 億円
経済危機対応等特別措置	+3,500 億円
経済緊急対応予備費	▲3,500 億円
特殊要因加減算等	+2,000 億円
合 計	+9,400 億円